

岡山県設計変更ガイドライン (公共建築工事)

令和5年4月

岡山県土木部

はじめに

公共工事の発注に当たっては、個別に自然的あるいは人為的な施工条件や社会的な制約等を踏まえ、必要な調査や検討を行ったうえで発注していますが、設計図書に定められた条件が現地の条件と異なる場合や、予期できない特別な状態が発生する場合があります、このような場合、設計図書の訂正や変更が必要となります。

平成26年6月4日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）」（以下「改正品確法」という。）では、「担い手の育成と確保」を目的として、発注者の責務に「施工条件の明示、適切な設計図書の変更及び請負代金の額又は工期の変更」が新たに規定されたところです。

この「岡山県設計変更ガイドライン（公共建築工事）」（以下「本ガイドライン」という。）は、改正品確法に定める発注者の責務を全うするため、設計変更に係る手続きやルールを明確にし、これを受注者・発注者の共通指針として、設計変更を適切に実施することを目的として策定したものです。

目 次

1	改正品確法の施行	P. 3
2	策定の背景	P. 4
	(1) 工事請負契約の原則	P. 4
	(2) 営繕工事の特徴	P. 4
	(3) 設計変更ガイドラインの策定	P. 4
3	用語の定義	P. 4
4	設計変更に関する留意事項	P. 5
	(1) 受注者の留意事項	P. 6
	(2) 発注者の留意事項	P. 6
5	設計変更が不可能なケース	P. 7
6	設計変更が可能なケース	P. 7
	(1) 工事請負契約書第19条(条件変更等)に該当する場合	P. 8
	(2) 工事請負契約書第20条(設計図書の変更)に該当する場合	P. 9
	(3) 工事請負契約書第21条(工事の中止)に該当する場合	P. 10
7	設計変更手続きフロー	P. 11
8	関連事項	P. 12
	(1) 仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について	P. 12
	(2) 設計図書の訂正と変更	P. 13
9	Q & A	P. 14
	(1) ガイドライン全般	P. 14
	(2) 「指定」と「任意」の考え方(仮設)	P. 14
	(3) 個別事例	P. 16

1 改正品確法の施行

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が、平成26年6月4日に公布、同日施行された。この法律では、発注者の責務として次の事項を新たに規定している。

【改正品確法】

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況の確認及び評価その他の事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

(一号～六号省略)

七 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

【背景】

建設投資の急激な減少や受注競争の激化などから、建設業の完成工事高は減少の一途をたどっており、建設業界の経営環境は厳しさを増しています。経営環境の悪化は、現場の技能労働者の処遇の悪化を招き、更には技能労働者が高齢化していくなか若年層の入職者の減少となって表れている。

一方で、東日本大震災をはじめ、災害の復興や防災・減災対策、インフラの老朽化対策などの担い手の果たす役割はますます増大している。

改正品確法では、建設業界の疲弊を招く原因にも切り込み、現在だけでなく、将来にわたって公共工事の品質が確保されるよう、「担い手の育成と確保」を新たな目的に加えており、第7条第1項第7号において、発注者の責務として、「適切な施工条件の明示」、「適切な設計図書の変更並びに請負代金額の変更若しくは工期の変更」を明記している。

2 策定の背景

(1) 工事請負契約の原則

- 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が**各々の対等な立場**における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。(公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第8項を参照)
- 発注者及び受注者は、**契約書に基づき**、設計図書に従い、法令を遵守し、**締結した契約を履行しなければならない**。(契約書第1条を参照)

(2) 営繕工事の特徴

- 建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された**一品受注生産**である目的物を、**多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産する**という特殊性を有している。
- 工事の進捗と共に、**当初発注時に予見できない**施工条件や環境の変化などが起こり得る。

(3) 本ガイドラインの策定

- 設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等**について十分理解しておく必要があることから、本ガイドラインを策定する。なお、本ガイドラインは、**一般的な考え方**を示すものである。

3 用語の定義

- 「**設計変更**」とは、工事請負契約書（以下「契約書」という。）第19条又は第20条の規定により図面又は仕様書を変更することとなる場合において、契約変更手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
- 「**契約変更**」とは、契約書第25条又は第26条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
- 「**軽微な設計変更**」とは、次に掲げる以外のものをいう。
 - イ ①予算処理 ②計画（位置・構造・断面等）の変更 ③工法の変更 ④材料の品質規格の変更 ⑤賃金（又は物価）の変動 を主たる内容とする変更設計のうち重要と判断されるもの
 - ロ イ以外の変更設計のうち、変更設計金額の増額分が起工設計金額の3割（又は3千万円）を超えるもの又はそのおそれのあるものであって、現在契約している工事と分離して施工することが著しく困難なもの

4 設計変更に関する留意事項

契約書

第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、当該調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

受注者と発注者は工事の施工に際し、本ガイドラインの内容を予め理解し、各々の役割分担について共通認識を持つことが肝要である。

受注者： 契約された公共工事を適切に実施

発注者： 工事の監督検査等の発注関係事務を適切に実施

(1) 受注者の留意事項

- 受注者は契約書第19条第1項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し、確認を求める。
- 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員と協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。そのため、受注者はその協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- 受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

(2) 発注者の留意事項

- 発注者は契約書第19条第2項の規定による調査を行った場合、第3項の規定により、その結果を取りまとめ調査の終了後14日以内に受注者に通知する。
- 発注者は関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- 当該事業（工事）における設計変更の必要性を明確にする。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。）
- 変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとする。
- 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

5 設計変更が不可能なケース

下記の場合においては、原則として**設計変更には該当しない**。

(ただし、契約書第28条(臨機の措置)による対応の場合はこの限りではない)

- 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、**受注者が独自に判断して施工を実施した場合**。

(説明) 受注者は、契約約款第19条第1項の規定により設計図書と工事現場の不一致、条件明示のない事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し確認を求めなければならない。

- 契約書第19条～26条、公共建築工事標準仕様書 1.1.8～1.1.10 に定められている**所定の手続きを経ていない場合**。

(説明) 受注者・発注者は協議指示、一時中止、工期延期、請負代金額の変更など、所定の手続きを行わなければならない。

- 公共建築工事標準仕様書の各章に規定されている**監督員の承諾、指示、協議等(書面によることを原則とする)を踏まえないで施工を実施した場合**。

6 設計変更が可能なケース

次のような場合は、所定の手続きを踏むことにより設計変更が可能である。

- (1) 工事請負契約書第19条(条件変更等)に該当する場合
- (2) 工事請負契約書第20条(設計図書の変更)に該当する場合
- (3) 工事請負契約書第21条(工事の中止)に該当する場合

上記の各ケースの具体例と変更手続きのフローを次に示す。

(1) 工事請負契約書第19条(条件変更等)に該当する場合

受注者は、以下の事実を発見したときは、監督員に**通知**し、その確認を**請求**しなければならない。

「契約書第19条第1項第1号～第5号に該当する」具体的事例を以下に示す。

■契約書第19条第1項第1号(図面、仕様書等の不一致)関係

- ・仕様書と図面の寸法、数量等の記載が一致していない場合。
- ・天伏図と詳細図の寸法が一致していない場合。
- ・仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致しない場合など。

■契約書第19条第1項第2号(設計図書の誤り又は脱漏)関係

- ・工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合。
- ・建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合。
- ・使用する材料の仕様が明示されていない場合。
- ・図面に記載された寸法が間違っている場合など。

■契約書第19条第1項第3号(設計図書の表示内容が不明確)関係

- ・図面の記載内容が読み取れない場合。
- ・使用する材料の仕様(種類、強度等)が明確でない場合。
- ・関連工事(契約書第2条)の内容が明確でない場合など。

■契約書第19条第1項第4号(設計図書と現場の施工条件の不一致)関係

- ・設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合。
- ・施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合。
- ・設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合など。

■契約書第19条第1項第5号(予期できない特別な状態が生じた)関係

- ・施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合。
- ・施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合。
- ・配管敷設のため掘削したところ、地下埋設物が発見され、迂回することが必要になった場合。
- ・基礎工事のため掘削したところ、埋蔵文化財が発見され、調査が必要になった場合。
- ・当初設計では想定し得なかった軟弱な地盤が確認された場合。
- ・当初設計では予想し得なかった住民反対運動が発生した場合など。

(2) 工事請負契約書第20条（設計図書の変更）に該当する場合

契約書

第20条 発注者は、前条第4項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

契約書第20条の規定により、**発注者が**工事の施工前、施工途中に**必要があると認め、**変更内容を受注者に通知して**設計図書を変更しようとする場合**の具体例を以下に示す。

- ・関係機関等調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間、施工内容を変更する場合。
- ・同時に施工する必要がある工種が判明し、追加する場合。
- ・特定行政庁、消防署、電力、水道、ガス等の事業者などとの協議より、施工内容の変更、工事の追加をする場合。
- ・当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する場合。
- ・使用材料を変更する場合。
- ・関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合。

補足) 発注者は予定している追加工事がある場合には、その内容を予め設計図書で示すのが望ましい。

(3) 工事請負契約書第21条(工事の中止)に該当する場合

契約書

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

契約書第21条の規定により、**受注者の責めに帰することができない自然的又は人為的な事象により、受注者が工事を施工できないと認められる場合**は、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。またその場合必要があると認められるときは、工期を延長し、受注者が一時中止に伴う増加費用を必要としたときはその費用を負担しなければならない。

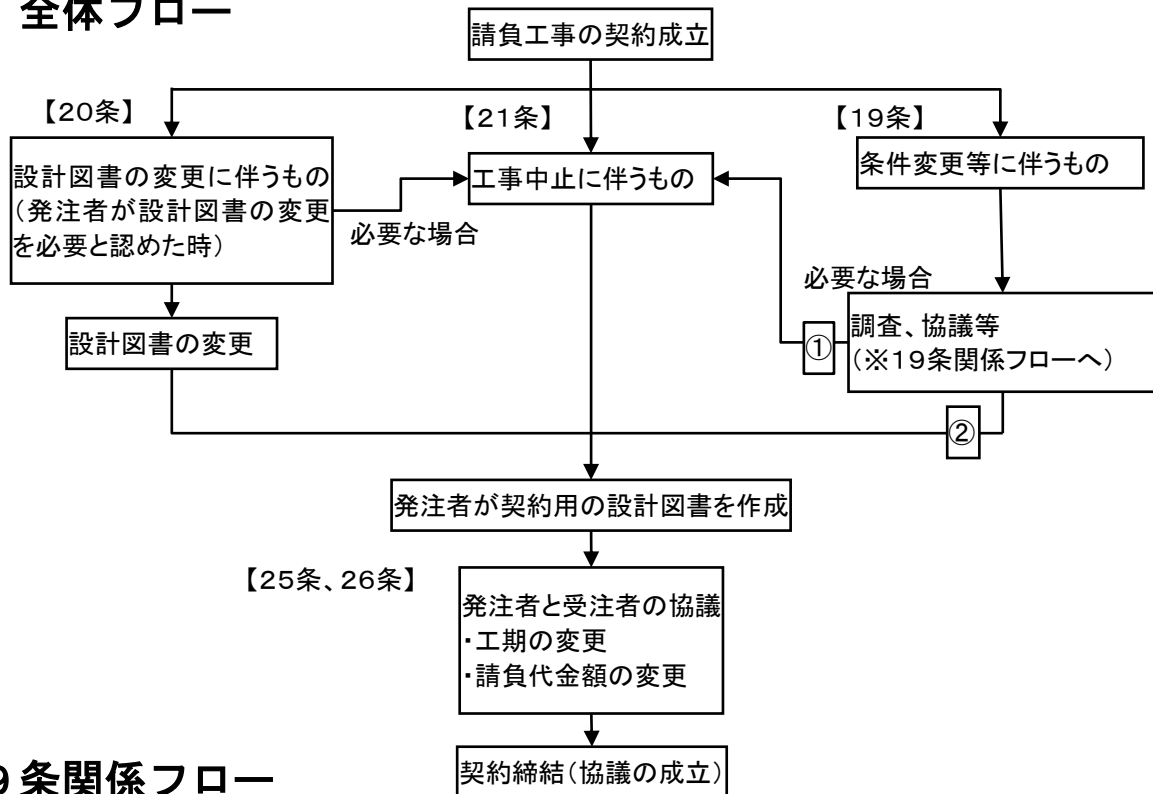
具体例を以下に示す。

- ・設計図書に工事着工の時期が定められていた場合、その期日までに受注者の責めによらず着工できない場合。
- ・受注者の責めによらない何かのトラブル(地元調整等)が生じた場合。
- ・予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合。

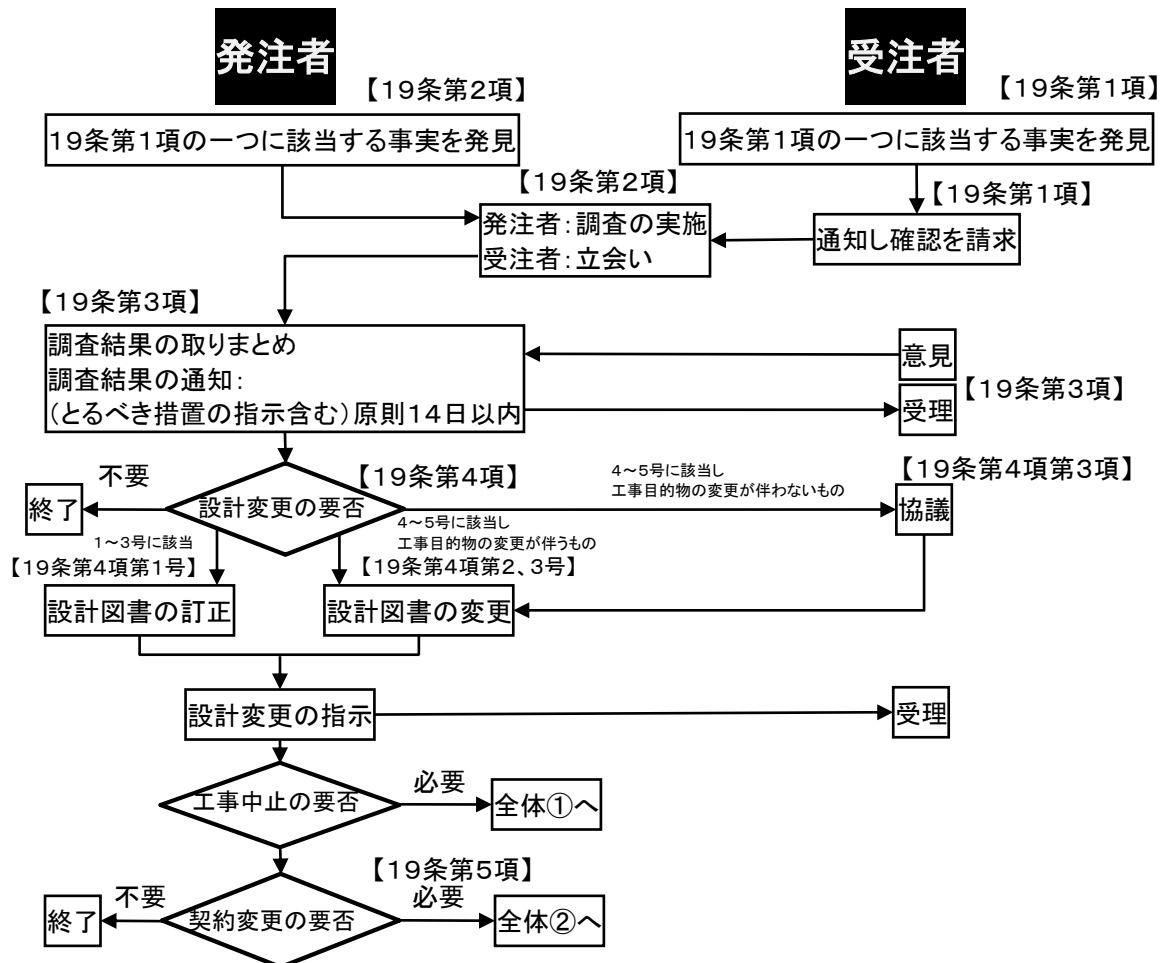
なお、契約書第21条にかかわらず、受注者は第23条(受注者の請求による工期の延長)の規定による工期の延長変更を請求することができる。また、天災等の不可抗力により、引渡前に工事目的物や仮設物その他に損害が生じたときの手続きは、第31条(不可抗力による損害)その他も参照する。ただし、工期変更の起因や程度によっては実情を考慮し、別の取扱いをすることができる。

7 設計変更手続きフロー

全体フロー



19条関係フロー



8 関連事項

(1) 仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について

■「自主施工の原則」

仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要から、原則として受注者が定めるものとされている(契約書第1条第3項を参照)。

これは「**自主施工の原則**」とも言われている。

■「指定」

工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を発注者が予め決定する必要がある場合に、**設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等は「指定」と言う。**

■「任意」

工事目的物を施工するための仮設・施工方法等は、「自主施工の原則」により、受注者の責任で実施しなければならない。**「指定」以外は、「任意」と言う。**

【「指定」・「任意」の考え方】

	指定	任意
設計図書における明示	仮設・施工方法等について具体的に明示	仮設・施工方法等について明示しない※
仮設・施工方法等の変更	変更するには発注者の指示が必要	変更にあたって発注者の指示は必要ない（施工計画書等の修正は必要）
仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象とならない
設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる

※応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

(2) 設計図書の訂正と変更

契約書第19条第1項の事実が確認された場合は、契約書第19条第4項の規定により、設計図書の訂正か変更かを確定する。

契約書では設計図書の訂正又は変更は発注者が行うこととしている。

契約書

第19条

4 第2項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合であって、設計図書を訂正する必要があるとき 発注者
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合であって、工事目的物の変更を伴うとき 発注者
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合であって、工事目的物の変更を伴わないとき 発注者(ただし、発注者及び受注者が協議するものとする。)

9 Q & A

(1) ガイドライン全般

Q 1 設計変更された内容の契約変更手続きは、いつ頃行うのが適正ですか。

現場条件等の変更があり、発注者が施工条件の変更の必要性を認めた場合でも、契約変更手続きは工期末に一括して行われるケースが多くあります。その都度、契約変更手続きを実施できないのですか。

A 1 設計変更に伴う契約変更手続きは、**その必要が生じた都度実施することとなります。**ただし、建築・建築設備工事においては軽微な設計変更も多くあり、それらに伴う契約変更手続きについては工期末に一括して行う場合もあります。

(2) 「指定」と「任意」の考え方（仮設）

Q 2 任意仮設の設計変更の考え方を教えてください。

A 2 設計変更は、契約書第19条又は20条の規定により図面又は仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に**指示すること**をいいます。**任意仮設は、工事請負契約書第1条第3項**により受注者がその責任において定めるものとされているため、**設計変更の対象となりません。**

一方、施工条件と実際の工事現場が一致しない場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となります。これに伴う任意仮設の変更は、請負代金額の変更の対象となります。

契約書
(総則)
第1条

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

Q 3 設計変更ガイドラインの「指定」と「任意」の考え方で、「参考図等で示した内容
と施工内容が大幅に異なる場合」は、何に基づいて「協議」の対象となるのですか。

A 3 「参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」の協議は、[工事請負契約書第19条第4項第三号](#)の規定により、受発注者間で行われます。

契約書
(条件変更等)
第19条

4

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合であって、工事目的物の変更を伴わないとき 発注者(ただし、発注者及び受注者が協議するものとする。)

Q 4 重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りないことから、当初契約時の設計図書に無い敷鉄板等の仮設物が必要となりました。発注者がその必要性を認めた場合、設計変更の対象となりますか。

A 4 仮設物の[施工方法は任意](#)であるため、[原則として設計変更の対象となりません](#)。

ただし、工事契約後の現地調査等の結果により地盤強度が足りないことが判明した場合は、[工事請負契約書第19条第1項第四号](#)に該当するものと考えられるため、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合があります。([工事請負契約書第19条第4項第三号](#)、[同条第5項](#))

Q 5 雨水排水管等の地下埋設物の設置に当たり、発注者はオープンカット(任意)によることを見込んでいたが、受注者から土留として矢板を設置して掘削したいとの提案を受けました。この場合、設計変更の対象となりますか。

A 5 工事の目的は地下埋設物等を設置することであり、その[施工方法は任意](#)です。この場合の矢板については[任意の仮設物](#)となるため、受注者の提案は原則として[設計変更の対象となりません](#)。

ただし、発注者の想定するオープンカットによる施工が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合があります。([工事請負契約書第19条第4項第三号](#)、[同条第5項](#))

Q 6 施工条件の変化により、タワークレーンの仕様等とともに、取付・解体用の補助クレーンにも変更が必要となる場合、取付・解体用の補助クレーンについても設計変更の対象となりますか。

A 6 [施工方法は任意](#)であるため、タワークレーン本体及び取付・解体用の補助クレーンについては原則として[設計変更の対象となりません](#)。

ただし、発注者の想定する施工方法が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、

受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合もあります。（[工事請負契約書第19条第4項第三号](#)、[同条第5項](#)）

その場合は、タワークレーン及びこれと連携して使用する取付・解体用の補助クレーンとは一体で機能するものであることから、タワークレーン本体の仕様等が変更となる場合には、取付・解体用の補助クレーンも含めて請負代金額の変更を行うこととなります。

（３）個別事例

Q7 材料規格等について－１

工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止等）なことが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。

A7 受注者の調査により、工事契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能であると判明した場合は、[工事請負契約書第19条第1項第二号](#)に該当するものと考えられるため、**設計変更の対象となります。**（[工事請負契約書第19条第4項第一号](#)）

なお、発注者は使用材料を変更することによる建築物への設計上の妥当性の検証及び経済性等の検討を行う必要があります。

Q8 材料規格等について－２

工事契約後、使用材料の入手に想定以上の時間がかかることが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。

A8 受注者は、使用材料の入手にかかる時間について工事契約前に想定し、工事を受注したと考えられます。よって、[工事請負契約書第19条第1項](#)の条件変更等には該当しないので、原則として**設計変更の対象となりません。**

ただし、発注者の使用材料の選定に明らかに責がある場合及び発注段階では想定されない事象により材料等を変更せざるを得ない場合は、**設計変更の対象となる場合があります。**（[工事請負契約書第19条第4項第一号](#)、[第三号](#)）

Q9 一部一時中止期間中の建設機械のリース代等の費用について

杭の施工中に、発注時は想定されていなかった地中障害物が発見されたため、地中障害物の除去を行う期間、杭の施工のみ一部一時中止する必要が生じました。その期間における建設機械のリース代等の費用の考え方を教えてください。

A9 受注者の責によらない「地中障害物」により工事を一部一時中止した場合に必要な建設機械のリース代等の費用は、[工事請負契約書第21条第3項](#)の規定により**中止期間中において現場維持や工事の続行に備えて保持するために必要となる費用等に該当する**と考えられます。発注者は、工事一時中止に伴う増加費用について、受注者から請求があった場合は、**必要があると認められるときは契約変更を行うこと**となります。

Q10 総合評価落札方式について

総合評価落札方式により受注した工事における技術提案についても、設計変更できますか。

A10 総合評価落札方式は、価格と技術提案その他の価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式です。契約の前提として示され、評価された技術提案は、受注者の責任において原則として履行されなければなりません。このような前提から、**技術提案の内容の如何にかかわらず提案内容を反映させるための設計変更はできません。**

ただし、技術資料に記述した提案であっても、工事施工途中の条件変更等によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は、適切に設計変更に係る手続きを行うものとします。